

## 規制の事前評価書

1. 政策の名称  
金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化
2. 担当部局  
金融庁総務企画局市場課
3. 評価実施時期  
平成 22 年 3 月 8 日
4. 規制の目的、内容及び必要性
  - (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性
    - ① 現状  
第一種金融商品取引業者及び投資運用業者（以下「金融商品取引業者」という。）については、その健全性を確保する点から、その主要株主（原則として 20%以上の議決権を保有する者）に対して当局への届出を求めるとともに、主要株主が適格性（過去の行政処分歴、犯罪歴等）を満たさない場合には、株式売却命令等を行うことができる制度となっている。しかし、それ以上に、金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主（主要株主のうち議決権の過半数を保有する者）に対して、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営等の確保のために必要な措置を命じる制度はない。
    - ② 問題点  
金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主によって、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営等を妨げる行為等がなされたとしても、現行法令上、当該株主に対してそうした状況の改善のための所要の措置命令を行うことができない。
    - ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性  
金融商品取引業者の業務運営等に大きな影響力を有する株主の財務悪化により当該金融商品取引業者の資金繰りが困難となるおそれや、当該株主の法令違反等が金融商品取引業者の業務運営等に悪影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみれば、金融商品取引業者の適切な業務運営等の確保のために特に必要な場合に、当該株主に対して当該金融商品取引業者の業務運営又は財産状況の改善のため所要の措置を取るよう命令することを可能とする必要がある。
  - (2) 法令の名称、関連条項とその内容  
金融商品取引法第 29 条の 4、第 32 条、第 32 条の 2、第 32 条の 3、第 32 条の 4

(3) 規制の新設又は改廃の内容

金融商品取引業者の主要株主のうち議決権の過半数を保有する者（以下、「特定主要株主」という。）に対して届出義務を課すとともに、金融商品取引業者の健全かつ適切な業務運営又は財産状況の確保のため特に必要な場合に、当局が、当該金融商品取引業者の特定主要株主に対して当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるよう命じることを可能とする。

5. 想定される代替案

金融商品取引業者の特定主要株主に対する命令を行う前に、まずは金融商品取引業者に対して業務改善命令を行うこととし、その命令の実効性確保のために特に必要がある場合に限って、当該金融商品取引業者の特定主要株主に対する命令を可能とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

金融商品取引業者の特定主要株主となった場合及び金融商品取引業者の特定主要株主でなくなった場合に、当局に対して届出を行う費用が発生する。

② 代替案

本案と同様の費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

特定主要株主に係る届出書の受理に伴う費用が発生する。また、特定主要株主に対する措置命令に伴う監督上の費用が発生する。

② 代替案

特定主要株主に係る届出書の受理に伴う費用が発生する。また、金融商品取引業者、及び必要がある場合には特定主要株主に対する措置命令に伴う監督上の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特になし

② 代替案

金融商品取引業者に対する業務改善命令では適切な対応が確保できないことが明白である場合や、金融商品取引業者への帰責性が認められず当該金融商品取引業者に対して業務改善命令を行うことが不相当と考えられる場合において、特定主要株主に対する命令発出までに時間を要す

ることにより特定主要株主による適時適切な対応が確保されないおそれや、金融商品取引業者に対する業務改善命令を行うことができないことに伴い特定主要株主に対する命令も行うことができないおそれがあり、それらの結果、公益や投資者保護が確保されない懸念がある。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

### (1) 本案

特定主要株主に対して、金融商品取引業者の業務改善のために必要な措置を求めることを通じて、金融商品取引業者の健全かつ適切な運営を確保し、公益や投資者保護の確保を図ることが可能となる。

### (2) 代替案

本案と同様の便益が発生する。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### (1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、特定主要株主に対する規制・監督に伴う遵守費用や行政費用が発生する。

他方、特定主要株主に対して、金融商品取引業者の業務改善のために必要な措置を求めることを通じて、金融商品取引業者の健全かつ適切な運営を確保し、公益や投資者保護の確保を図ることが可能となる。これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられることから、本案は適当と考える。

### (2) 代替案との比較

代替案については、遵守費用及び便益の点で本案と相違ないものの、行政費用について、金融商品取引業者に対する措置命令では実効性が確保されないことが明白である場合であっても、まずは金融商品取引業者に対する措置命令を行われなければならないことより、本案と比較して追加的な監督上の費用が発生する。また、特定主要株主に対する命令発出までに時間を要することにより特定主要株主による適時適切な対応が確保されないおそれや、そもそも特定主要株主に対する命令発出が不可能となるおそれがあり、それらの結果、公益や投資者保護が確保されなくなるといった社会的費用が発生する可能性があるため、本案による改正が適当と考える。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

## 10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。